

令和3年4月

お客さま 各位

新湊信用金庫

## 未利用口座管理手数料の新設に伴う預金規定改定のお知らせ

平素は、新湊信用金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和3年6月1日以降に開設される普通預金口座(無利息型普通預金口座、総合口座含む)および貯蓄預金口座への「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、預金規定を改定いたします。

記

### 1. 改定する預金規定

- ・普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
- ・貯蓄預金規定

### 2. 改定する預金規定の適用日

令和3年6月1日(火)

### 3. 改定内容

対象の預金規定に「未利用口座管理手数料」の条項を追加します。

例；普通預金(無利息型普通預金を含む)規定 (抜粋)

#### 7. (未利用口座管理手数料)

(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料(以下「未利用口座管理手数料」といいます。)以外の払戻等、所定のご利用がない場合は、この預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める未利用口座管理手数料を、お支払いいただきます。

(2) 当金庫は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落しできるものとします。

(3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約できるものとします。

(4) 利息の組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは、預金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 引落しとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じることができません。

(6) 前5項は、2021年6月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

※今後、本手数料について変更がある場合には、当金庫のホームページ等でお知らせします。

以上